

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン 新旧対照表

令和5年改正	平成29年改正
<p>標題：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～</p>	<p>標題：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～</p>
<p><b>はじめに</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。</p> <p>しかしながら、鉄道分野では、平成17年4月25日にはJR福知山線における死者107名、負傷者562名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生した。また、同時期に、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、自動車分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発した。</p> <p>これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べる事が重要であるため、国土交通省では「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生メカニズムを検証し、平成17年8月に中間とりまとめが、平成18年3月に最終とりまとめが行われた。</p> <p>これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者（以下「事業者」という。）自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新た</p>

な具体的な方向性が示された。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、事業者の安全管理体制の構築のための関係法令を改正し、平成18年10月から運輸安全マネジメント制度を導入し、運輸安全マネジメント評価を実施している。

また、事業者が構築した安全管理体制を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、平成17年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、平成18年4月に「安全管理規程に係るガイドライン」をとりまとめた。

なお、「安全管理規程に係るガイドライン」は、運輸安全マネジメント制度導入にあたって、主として、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示し、さらに、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うことを位置付けとしてとりまとめた。

#### 改訂にあたって（平成22年3月）

変更なし

#### 改訂にあたって

今般、国土交通省では、平成18年10月以降、これまで実施した運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメント制度に関する各種調査研究で得た、事業者における安全管理体制の構築・改善の状況や知見を踏まえ、「安全管理規程に係るガイドライン」の見直し・改善を行うため、平成22年1月から運輸審議会運輸安全確保部会において、事業者における安全管理体制の構築・改善の取組のあり方等について、2回にわたり議論を行い、平成22年3月に本ガイドラインをとりまとめた。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえ改訂した。

- ① 運輸安全マネジメント制度導入以降、各事業者では、関係事業法等に基づき安全管理規程が作成され、同規程に基づき、各種取組が運用されている状況にある。このため、本改訂にあたっては、主として、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すことを本ガイドラインの位置付けとし、標題を「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に改める。
- ② 取組を行う主体（主語）を明確にするとともに、一般的に判りにくいマネジメントシステムの用語や表現を極力排除し、より簡明な内容とする。
- ③ ガイドラインの各項目に示す個々の取組自体についても、それぞれPDCAサイクルを機能させること（特にCとAを行うこと）を明記する。
- ④ 取組途上の事業者が比較的多い、「安全重点施策」、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」等については、当該事業者にとって参考となるよう取組手順を比較的详细に追記する。
- ⑤ 事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ⑥ 文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とし、事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。
- ⑦ 事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるよう、本ガイドライン付属書として、これまでの運輸安全マネジメント評価等で把握した具体的な取組事例集を添付する。
- ⑧ 小規模事業者における安全管理体制の構築・改善の実情等を踏まえ、本ガイドライン付属書として、平成21年6月に公表した「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」及び「小規模海運事業者における安全管理の進め方」を添付する。

改訂にあたって（平成29年7月）

平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から10年が経過し、本制度は運

改訂にあたって（平成29年7月）

変更なし

輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をj得ている。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題がある。また、貸切バス事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっている。

これらを踏まえ、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について、運輸審議会運輸安全確保部会において平成28年12月から4回にわたり議論を行い、平成29年4月にとりまとめを行った。当該とりまとめを踏まえ、同部会においてさらに議論を行い、平成29年7月に本ガイドラインの改訂を行った。

本改訂にあたっては、事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。

- ① 今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。
- ② 多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」や「内部監査」について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。
- ③ 引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ④ 中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。
- ⑤ 前回改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。

#### **改訂にあたって（令和5年3月）**

平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の施行から15年が経過し、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をj得ている。一方、自然災害が頻発化・激甚化する

<p><u>る中で、事業者の自然災害への対応能力向上の確保は喫緊の課題となっている。また、安全管理体制の構築・改善に際し、未だ取組の途上にある事業者も存在しており、従来からの課題に対しても引き続き対処していく必要がある。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について、運輸審議会運輸安全確保部会において令和5年1月から2回にわたり議論を行い、令和5年3月にとりまとめを行った。本ガイドライン改訂にあたっては、当該とりまとめを元に事業者が安全管理体制を構築・改善するにあたり、その効果を実効性のあるものとするため、次に掲げる考え方を踏まえて改訂した。</u></p> <p><u>① 頻発化・激甚化する自然災害への対応力向上を図ることを目的として運輸防災マネジメントの推進を強化するため、その重要性を強調するとともに必要な対応を明記する。</u></p> <p><u>② 過去の評価から、多くの運輸事業者において「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」、「内部監査」、「マネジメントレビューと継続的改善」について、未だ改善の余地が大きいことが確認されたことから、さらなる普及・啓発に向けて円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。</u></p>	
<p><b>1. ガイドラインの位置付け</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>1. ガイドラインの位置付け</b></p> <p>本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとその進め方の参考例を示すものであり、事業者においては、自社の状況に応じて、本ガイドラインを参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進めることが期待される。</p> <p>なお、「事業者自らが自主的かつ積極的な輸送の安全の取組を推進し、輸送の安全性を向上させる」という運輸安全マネジメント制度の趣旨に鑑み、事業者が本ガイドラインに示す取組以外の進め方で輸送の安全の取組を行うことを否定するものではない。</p>
<p><b>2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的</b></p>	<p><b>2. 安全管理体制の構築・改善の意義と目的</b></p>

<p>変更なし</p>	<p>事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要であり、以下の事項を明示し、これらをベースとし、安全管理体制の構築・改善を図ることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全方針の策定とその周知徹底</li> <li>② 安全重点施策の策定とその推進</li> <li>③ 社内の横断的・縦断的な輸送の安全の確保に係るコミュニケーションの確保</li> <li>④ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用</li> <li>⑤ 安全管理体制に係る内部監査の実施</li> <li>⑥ 安全管理体制全般のマネジメントレビュー</li> <li>⑦ 上記の輸送の安全に関する一連の取組を適時、適切に推進するための、P D C A サイクル(計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル (Plan Do Check Act) ) の仕組みの導入とその有効活用</li> </ol> <p>安全管理体制は一旦構築したら終わりではなく、継続的にそのレベルアップを図ることが大切である。このためには、安全管理体制にP D C A サイクルを組み込むことが重要で、これにより継続的な見直し・改善の取組が進み、その結果として、事業者内部に安全文化が醸成され、事業者内部の全要員に関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されることにつながる。したがって、安全管理体制の構築にあたっては、P D C A サイクルが機能するよう十分な配慮が求められる。</p> <p>なお、安全管理体制を構築・改善する際には、事業者が運輸安全マネジメント制度の趣旨等を理解し信頼すること、安全管理体制に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書や記録の作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取組を行えるような体制とすることが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいとそ</p>
-------------	---

	<p>の進め方の参考例を示すことにより、次に掲げる事項の実現を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 適切な安全管理体制の自律的・継続的な実現と見直し・改善</li> <li>(2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け</li> <li>(3) 事業者内部における安全文化の構築・定着</li> </ul>
<p><b>3. ガイドラインの適用範囲</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>3. ガイドラインの適用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う「当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務」（以下「管理業務」という。）に適用する。</li> <li>(2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営管理部門の範囲</li> <li>② 経営管理部門が行う管理業務の実施対象となる範囲</li> <li>③ 管理業務について、その一部を外部委託する場合は、当該外部委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>4. 用語の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全管理体制：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制</li> <li>(2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ</li> <li>(3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門</li> <li>(4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）</li> <li>(5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための</li> </ul>	<p><b>4. 用語の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全管理体制：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、改善される体制</li> <li>(2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ</li> <li>(3) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門</li> <li>(4) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）</li> <li>(5) 安全方針：経営トップが主体的に関与し、策定した、輸送の安全を確保するための</li> </ul>

事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針

- (6) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画
- (7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (8) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (9) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動
- (10) 継続的改善：「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (11) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置
- (12) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置
- (13) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内規則・ルール
- (14) 事故リスク管理要員：事故の再発防止・未然防止を目的として、現場で発生した事故、ヒヤリ・ハット等の情報を収集・活用し、対策を講じる要員

事業者の全体的な意図及び方向性を示す基本的な方針

- (6) 安全重点施策：安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画
- (7) 安全統括管理者：関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (8) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (9) マネジメントレビュー：経営トップが主体的に関与して、少なくとも年に1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行う活動
- (10) 継続的改善：「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等についてどのように改善するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (11) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った原因を除去するための措置
- (12) 予防措置：潜在的な課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的な課題等の原因を除去する措置
- (13) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内規則・ルール



## 5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組

### (1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。また、人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題、さらに、頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威となっていることを認識の上、自社の自然災害対応力を向上させること、加えて、社会的要請が高まっているテロ、感染症等への対応などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- ① 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
- ② 安全方針を策定する。
- ③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故・自然災害等への対応を実施する。
- ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できるようにする。
- ⑥ マネジメントレビューを実施する。

2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2)以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(注) 自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊

## 5. 運輸事業者に期待される安全管理の取組

### (1) 経営トップの責務

1) 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。また、人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題や社会的要請が高まっている 自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題に対して的確に対応することが重要であることを認識する。

- ① 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
- ② 安全方針を策定する。
- ③ 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- ④ 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。
- ⑤ 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できるようにする。
- ⑥ マネジメントレビューを実施する。

2) 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、(2)以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。

## (2) 安全方針

- 1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。
- 2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を、盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。
  - ① 関係法令等の遵守
  - ② 安全最優先の原則
  - ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施
  - ④ 社員等及び事業施設の被害軽減の取組
  - ⑤ 災害時の避難・救助・救護の原則
  - ⑥ 発災後、安全確保の後の事業の復旧・継続
- 3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、事業者内部への周知を効果的に行う。
- 4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。
- 5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。

## (2) 安全方針

- 1) 経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。
- 2) 安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。なお、各要員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とする。
  - ① 関係法令等の遵守
  - ② 安全最優先の原則
  - ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施
- 3) 経営トップをはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を、深く自覚するとともに、各要員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え、事業者内部への周知を効果的に行う。
- 4) 事業者は、安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。
- 5) 経営トップは、安全方針について、4)の結果を踏まえ、必要に応じて、見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む。）を行う。

### (3) 安全重点施策

- 1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。
- 2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。
  - ① 事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする
  - ② 社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等を使用すること、**自然災害の発生**から生じる安全上の課題に配慮すること
  - ③ 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること
  - ④ 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする
  - ⑤ 取組計画実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること
  - ⑥ **可能な限り、当該取組計画の実効性を担保する必要な資源（必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。））を配分すること**
  - ⑦ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること
  - ⑧ 社員・職員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること
  - ⑨ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標を新

### (3) 安全重点施策

- 1) 事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画（以下「取組計画」という。）を作成する。
- 2) 事業者は、目標の設定及び取組計画の作成にあたっては、以下の点に留意する。
  - ①→③ 目標年次を設定すること、また、可能な限り、単年度の目標及び中長期の目標の両者を設定すること
  - ②→④ 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする
  - ③→① 事故やヒヤリ・ハットの発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、保安監査の結果、運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする
  - ④→② 社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等を使用することから生じる安全上の課題に配慮すること
  - ⑤ 取組計画実施にあたっての責任者、手段、実施期間・日程等を明らかにすること
  - ⑥（新設）
  - ⑥→⑦ 現場の声を汲み上げる等、現場の実態を踏まえた改善効果が高まるよう配慮すること
  - ⑦→⑧ 社員・職員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意・モチベーションが高まるよう配慮すること
  - ⑧→⑨ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、必要に応じて、より高い目標

たに設定すること

- 3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。
- 4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取り組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。

(注) 安全重点施策の策定・検証手法とマネジメントレビューの取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメントレビューの理解を深めるために」を参照願う。

を新たに設定すること

- 3) 事業者は、目標を達成すべく、取組計画に従い、輸送の安全に関する取組を着実に実施する。
- 4) 事業者は、安全重点施策について定期的に取り組計画の進捗状況及び目標の達成状況を把握するとともに、内部監査の結果等を踏まえ、マネジメントレビューの機会等を活用して、少なくとも1年毎に見直しを行う。

<p><b><u>(4) 安全統括管理者の責務</u></b></p> <p>経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。</p> <p>1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。</p> <p>2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全方針の浸透・定着の状況</li> <li>・安全重点施策の進捗・達成状況</li> <li>・<u>自然災害対応に係る取組状況（新設）</u></li> <li>・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況</li> <li>・<u>外部からの安全に関する要望、苦情（順番変更）</u></li> <li>・事故等の発生状況</li> <li>・是正措置及び予防措置の実施状況</li> <li>・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無</li> <li>・内部監査の結果</li> <li>・改善提案</li> <li>・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況</li>   <li>・その他必要と判断した情報</li> </ul> <p>3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。</p>	<p><b><u>(4) 安全統括管理者の責務</u></b></p> <p>経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。</p> <p>1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。</p> <p>2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全方針の浸透・定着の状況</li> <li>・安全重点施策の進捗・達成状況</li> <li>・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況</li> <li>・事故等の発生状況</li> <li>・是正措置及び予防措置の実施状況</li> <li>・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無</li> <li>・内部監査の結果</li> <li>・改善提案</li> <li>・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況</li> <li>・<u>外部からの安全に関する要望、苦情</u></li> <li>・その他必要と判断した情報</li> </ul> <p>3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底する。</p>
<p><b><u>(5) 要員の責任・権限</u></b></p> <p>変更なし</p>	<p><b><u>(5) 要員の責任・権限</u></b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。</p>

	<p>2) 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。</p>
<p><b>(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保</b></p> <p>1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>① 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。</p> <p>④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考えを的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。</p> <p>⑤ 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報、<b>特に計画運休について適切に</b>外部に対して公表する。</p> <p>4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に</p>	<p><b>(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保</b></p> <p>1) 事業者は、事業者内部に、以下のとおり、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>① 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>② 現場で明らかとなった課題、潜在している課題等が、現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>③ 関係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。</p> <p>④ 経営管理部門が自ら、又は、現業実施部門の管理者を通じて、経営管理部門の方針、目標、取組計画等の考えを的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。</p> <p>⑤ 情報伝達及びコミュニケーションにおいて、明らかになった課題等について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しを行う仕組みを構築し、適切に運用する。</p> <p>2) 事業者は、委託先事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>3) 事業者は、関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。</p> <p>4) 事業者は、必要に応じて、旅客、荷主等に対して、旅客、荷主等の行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝えるなどの安全啓発活動を適時、適切に</p>

<p>行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。</p> <p><u>5) 事業者は、自然災害（台風、豪雨、雪害等の予測可能なものに限る。）の発生により輸送の安全を確保できない恐れがあると予測される場合には、荷主等に対して、輸送の中止・再開、ルートの変更等について事前に協議・打合せ等を行うことにより安全の確保を図る。</u></p> <p>6) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。</p> <p>① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保</p> <p>② 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置（1）②に掲げるコミュニケーションとは別ルートの確保）</p>	<p>行うとともに、旅客、荷主等からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。</p> <p><u>5)（新設）</u></p> <p>5) → 6) 事業者は、自社の安全管理実態等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。</p> <p>① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保</p> <p>② 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置（1）②に掲げるコミュニケーションとは別ルートの確保）</p>
<p><b>（7）事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用</b></p> <p>1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。</p> <p>2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。</p> <p>① 1)で収集した情報について、<u>自社が重要と考える情報から</u>分類・整理する。</p> <p>② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を究明するための多角的な分析を行い、当該原因を究明する。</p> <p>③ ①又は②の結果を踏まえ、対策をたてるべき原因を絞り込む。</p>	<p><b>（7）事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用</b></p> <p>1) 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告する。</p> <p>2) 事業者は、輸送の安全を確保するため、以下の手順により1)で収集した情報の活用に取り組む。なお、情報の分類・整理、対策の検討及び効果把握・見直しに親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用することができる。</p> <p>① 1)で収集した情報を分類・整理する。</p> <p>② ①の分類・整理の結果、根本的な原因の分析を行う必要がある事象を抽出し、当該事象が発生した根本的な原因を究明するための多角的な分析を行い、当該原因を究明する。</p> <p>③ ①又は②の結果を踏まえ、対策をたてるべき原因を絞り込む。</p>



④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。

⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。

⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。

⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。

3) 2) において事故、ヒヤリ・ハット情報等の分類・整理の結果及びそれらの原因究明を踏まえ策定された再発防止策・未然防止策は、必要に応じて、安全重点施策へ反映させる。

4) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に向け、報告することの重要性を周知浸透させ、報告者の自発的な報告を促すよう配慮するとともに、情報通信技術（例 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等）の導入、活用も含め、業務環境の整備を図る。

5) 事業者は、自社の事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用状況等を踏まえ、必要に応じて、次に掲げるような措置を講じる。

① 事故リスク管理要員に対して、事故のリスク管理を効果的に実施するため、必要な教育・訓練を実施する。

② 事故のリスク管理の取組状況や事故リスク管理要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、事故のリスク管理の方法や事故リスク管理要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。

6) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

④ ③の結果を踏まえ、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施する。

⑤ ④で実施した対策の効果を把握し、必要に応じて、対策の見直しを行う。

⑥ ①～⑤の手順の運用が確立できた後は、①で分類・整理した情報等を参考に、潜在的な危険（日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険）についても洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。

⑦ ⑥で選定した潜在的な危険から発生し得る事故の未然防止対策を検討し、実施するとともに、実施した当該対策の効果を把握し、必要に応じて、見直しを行う。

3) (新設)

3) → 4) 事業者は、必要に応じて、1) 及び2) の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。特に報告することの重要性を周知浸透するとともに、報告者の自発的な報告を促すよう配慮する。

5) (新設)

4) → 6) 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

<p>(注) 上記 1)～4) の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。</p>	<p>(注) 上記 1)～4) の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」等を参照願う。</p>
<p><b>(8) 重大な事故・自然災害等への対応</b></p> <p>1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・自然災害、テロ等）が発生した場合に備え、(5) で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。</p> <p>2) 1) の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。</p> <p>3) <u>事業者は、重大な事故や自然災害等の発生時には、次に掲げるような措置を講じる。</u></p> <p>① <u>重大な事故の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。</u></p> <p>② <u>自然災害の発生時には、災害対策本部等を立ち上げ、自社の被害状況等を把握し、安全確保を前提として事業の復旧を図る。</u></p> <p>4) 事業者は、1) の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。）を行う。</p> <p>5) 事業者は、必要に応じて、4) の訓練や過去対応した事故等対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、1) の対応手順、事故等対応のための組織・人員体制、事故</p>	<p><b>(8) 重大な事故等への対応</b></p> <p>1) 事業者は、事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故・自然災害、テロ等）が発生した場合に備え、(5) で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部へ周知する。</p> <p>2) 1) の対応手順は、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。</p> <p>3) 事業者は、<u>重大な事故等</u>の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。</p> <p>① <u>新設</u></p> <p>② <u>新設</u></p> <p>4) 事業者は、1) の対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練（情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む。）を行う。</p> <p>5) 事業者は、必要に応じて、4) の訓練や過去対応した事故等対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、1) の対応手順、事故等対応のための組織・人員体制、事故対応設</p>

<p>等対応設備・資機材等の見直し・改善を図る。</p> <p>6) <u>事業者は、自然災害への対応については、地方自治体、国の行政機関、事業者団体、他の事業者と定期的な防災訓練等の機会を通じ、日頃から連携強化を図る。</u></p> <p>(注) <u>自然災害への対応については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「運輸防災マネジメント指針」を参照願う。</u></p>	<p>備・資機材等の見直し・改善を図る。</p> <p>6) <u>新設</u></p>
<p><b>(9) 関係法令等の遵守の確保</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>(9) 関係法令等の遵守の確保</b></p> <p>事業者は、次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。安全統括管理者等は、各部門や各要員におけるそれらの遵守状況を定期的に確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸送に従事する要員の確保</li> <li>② 輸送施設の確保及び作業環境の整備</li> <li>③ 安全な輸送サービスの実施及びその監視</li> <li>④ 事故等への対応</li> <li>⑤ 事故等の是正措置及び予防措置</li> </ol>
<p><b>(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。<u>また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して教育・訓練等を実施することもできる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制</li> </ol>	<p><b>(10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及びその補助者等並びに安全管理体制に係る内部監査を担当する者に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本ガイドラインの内容（運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらい、安全管理体制</li> </ol>

<p>におけるP D C Aサイクルの概念、<u>運輸防災マネジメント</u>等を含む。)</p> <p>② 安全管理規程の記載内容</p> <p>③ 関係法令等</p> <p>2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。</p> <p>3) 事業者は、1) 以外の現業実施部門の社員・職員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p>4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。</p> <p>5) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。</p>	<p>におけるP D C Aサイクルの概念等を含む。)</p> <p>② 安全管理規程の記載内容</p> <p>③ 関係法令等</p> <p>2) 1) の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。</p> <p>3) 事業者は、1) 以外の現業実施部門の社員・職員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。</p> <p>4) 事業者は、現業実施部門の管理者に対して、安全管理体制を運用する上で必要な能力を習得させるための教育・訓練・研修を計画的に実施する。</p> <p>5) 事業者は、「事故」体験を共有する取組を行う。</p>
<p><b>(11) 内部監査</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。</p> <p>① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。</p> <p>② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。</p> <p>2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。</p> <p>① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。</p>	<p><b>(11) 内部監査</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の構築・改善の取組に関する次の事項を確認するために内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営トップ、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。また、事業者は、必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用して内部監査を実施することもできる。</p> <p>① 安全管理体制の構築・改善の取組が、安全管理規程、その他事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。</p> <p>② 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。</p> <p>2) 内部監査の一般的な手順等は、以下のとおりである。</p> <p>① 事業者は、監査対象となる取組状況、過去の監査結果等を考慮して、監査方針、重点確認事項等を含めた監査計画を策定する。</p>

<p>② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。</p> <p>③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。</p> <p>④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、執られた措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。</p> <p>3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。</p> <p>② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。</p> <p>③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。</p> <p>④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。</p> <p><u>⑥ 事業者は、内部監査要員に対して、輸送の安全を確保する上で、自社を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認することが重要であ</u></p>	<p>② 事業者は、監査の範囲、頻度及び方法を定めて、経営トップ及び安全統括管理者等に対しては、少なくとも1年毎に内部監査を実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。</p> <p>③ 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、経営トップ及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。</p> <p>④ 被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、執られた措置内容の検証を行い、検証内容を経営トップ及び安全統括管理者に報告する。</p> <p>3) 内部監査の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>① 経営トップ等は、内部監査の必要性・重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行う。</p> <p>② 事業者は、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性を確保する。</p> <p>③ 事業者は、内部監査要員に対して、他部署に展開することが望ましいと思われる優れた取組事例の積極的な収集・活用や是正措置・予防措置の提案などが内部監査の重要な要素の一つであることを伝え、理解を促す。</p> <p>④ 事業者は、内部監査要員に対して、内部監査を効果的に実施するため、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。</p> <p>⑤ 事業者は、内部監査の取組状況や内部監査要員の力量を定期的に把握・検証し、必要に応じて、内部監査の方法や内部監査要員に対する教育・訓練などの見直し・改善を図る。</p> <p><u>⑥（新設）</u></p>
--	--

<p><u>ることを伝え、理解を促す。</u></p> <p>(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「<u>安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために</u>」を参照願う。</p>	<p>(注) 安全管理体制に係る内部監査の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「<u>安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために</u>」を参照願う。</p>
<p><b>(12) マネジメントレビューと継続的改善</b></p> <p>1) マネジメントレビュー</p> <p>① 経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。</p> <p>② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員・職員への安全方針の浸透・定着の状況</li> <li>・安全重点施策の進捗・達成状況</li> <li>・<u>自然災害対応に係る取組状況（新設）</u></li> <li>・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況</li> <li>・<u>外部からの安全に関する要望、苦情（順番変更）</u></li> <li>・事故等の発生状況</li> <li>・是正措置及び予防措置の実施状況</li> <li>・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無</li> <li>・<u>教育・訓練の実績、安全上の課題に対する教育・訓練の効果（新設）</u></li> <li>・内部監査の結果</li> <li>・改善提案</li> <li>・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況</li> </ul>	<p><b>(12) マネジメントレビューと継続的改善</b></p> <p>1) マネジメントレビュー</p> <p>① 経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。</p> <p>② 経営トップは、マネジメントレビューの際に、例えば以下に示す安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員・職員への安全方針の浸透・定着の状況</li> <li>・安全重点施策の進捗・達成状況</li> <li>・情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況</li> <li>・事故等の発生状況</li> <li>・是正措置及び予防措置の実施状況</li> <li>・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無</li> <li>・内部監査の結果</li> <li>・改善提案</li> <li>・過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況</li> </ul>

<p>・国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果</p> <p>・その他必要と判断した情報 など</p> <p>③ マネジメントレビューの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。</p> <p>④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。</p> <p>・今後の安全管理体制の構築・改善に関する取組目標と計画（次年度の安全重点施策を含む。）</p> <p>・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善</p> <p>・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善</p> <p>・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など</p> <p>2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）</p> <p>事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。</p> <p>① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認</p> <p>② 課題等の原因の特定</p> <p>③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討</p> <p>④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施</p> <p>⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価</p> <p><u>（注）安全重点施策の策定・検証手法とマネジメントレビューの取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全重点施策とマネジメ</u></p>	<p><u>・外部からの安全に関する要望、苦情</u></p> <p>・国の保安監査や運輸安全マネジメント評価の結果</p> <p>・その他必要と判断した情報 など</p> <p>③ マネジメントレビューの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。</p> <p>④ 経営トップは、マネジメントレビューの結果として、例えば以下に示す事項を決定する。</p> <p>・今後の安全管理体制の構築・改善に関する取組目標と計画（次年度の安全重点施策を含む。）</p> <p>・輸送の安全に関する取組の手順・方法の見直し・改善</p> <p>・輸送の安全に関する組織・人員体制の見直し・改善</p> <p>・輸送の安全に関する投資計画の見直し・改善 など</p> <p>2) 継続的改善（是正措置及び予防措置）</p> <p>事業者は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、その原因を除去するための是正措置を講じ、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去するための予防措置を適時、適切に講じる。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行う。</p> <p>① 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認</p> <p>② 課題等の原因の特定</p> <p>③ 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討</p> <p>④ 必要となる是正措置及び予防措置の検討・実施</p> <p>⑤ 実施した是正措置及び予防措置の事後の有効性の評価</p> <p><u>（注）マネジメントレビュー及び継続的改善の取組の具体的手法等については、国土交通省大臣官房運輸安全監理官室が公表した冊子「安全管理体制に係る「マネジメントレビュ</u></p>
---	---

<p><u>ントレビューの理解を深めるために」を参照願う。</u></p>	<p><u>一と継続的改善」の理解を深めるために」を参照願う。</u></p>
<p><b>(13) 文書の作成及び管理</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>(13) 文書の作成及び管理</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制を構築・改善するために、次に掲げる事業規模等に合った文書を作成し、適切に管理する。</p> <p>① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる必要な手順を規定した文書</p> <p>(ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書</p> <p>(イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書</p> <p>(ウ) 事故情報等管理手順：事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の手順を定めた文書（（7）関係）</p> <p>(エ) 重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（（8）関係）</p> <p>(オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（（11）関係）</p> <p>(カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（（12）2）関係）</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている文書</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した文書</p> <p>なお、適切な文書化を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の運営上必要な業務内容が明らかとなる。</p> <p>② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。</p> <p>③ ①及び②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。</p> <p>④ 当該業務に関し、内外の評価が容易となる。</p> <p>2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化のねらいを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。過剰、複雑な文書化は、却って文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書をできる限り活用し、過剰に文書を作成しない</p>



	<p>よう留意し、また、必要に応じて、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。</p>
<p><b>(14) 記録の作成及び維持</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>(14) 記録の作成及び維持</b></p> <p>1) 事業者は、安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。</p> <p>① 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録</p> <p>(ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録 ( (4) 2) 関係)</p> <p>(イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容に関する記録 ( (7) 関係)</p> <p>(ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録 ( (10) 関係)</p> <p>(エ) 内部監査の実施に関する記録 ( (11) 関係)</p> <p>(オ) マネジメントレビューに関する記録 ( (12) 1) 関係)</p> <p>(カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 ( (12) 2) 関係)</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている記録</p> <p>③ その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録</p> <p>なお、適切な記録を行うことのねらいは、以下のとおりである。</p> <p>① 安全管理体制の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。</p> <p>② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。</p> <p>③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。</p> <p>2) 記録は、記録の様式、書式、形態(電子媒体を含む。)等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことのねらいを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。さらに、過剰、複雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索</p>

	可能なものとする。
<p><b>おわりに</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>おわりに</b></p> <p>最後に、平成18年に関係法令が改正されて以来、事業者においては、運輸安全マネジメント制度のコンセプトの理解とそれへの信頼が徐々に深まっており、安全管理体制の構築・改善に向けた積極的な取組が着実に進められている。今後も、国土交通省では、本制度の一層の浸透・定着、ひいては、運輸業界全体の輸送の安全性の更なる向上に向け、関係団体等との連携を密にし、運輸安全マネジメント評価をはじめ本制度に係る各種施策を強力に推進することとしている。</p>
<p><b>参考資料</b></p> <p>変更なし</p>	<p><b>参考資料</b></p> <p>○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 —本文省略—</p> <p>○鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～ (改正なし) —本文省略—</p> <p>○小規模海運事業者における安全管理の進め方～事故・トラブルの防止に向けて～(改正なし) —本文省略—</p>